

## 在 留 資 格 一 覧 表

在留資格	在留資格に該当する者	在留期間
4-1-1	外交官、領事官、これらの者の随員、これらの者の家族	任務にある期間
4-1-2	日本政府が承認した外国政府又は国際機関の公務を帯びる者、その家族	任務にある期間
4-1-4	観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する目的をもって、短期間本邦に滞在しようとする者（本邦において報酬を受ける活動に従事する者は除く。）	90日、60日、30日又は15日
4-1-5	貿易、事業又は投資活動を行う者（企業の管理者や経営者）	3年、1年、6月又は3月
4-1-6	留学生（短期大学以上の教育機関等で研究を行い、又は教育を受ける者）	1年、6月又は3月
4-1-6-2	本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得しようとするもの	1年、6月又は3月
4-1-7	学術研究機関又は教育機関で研究の指導又は教育を行う者（短期大学以上の教育・研究機関で、専任の講師、助教授又は教授の職にある者）	3年、1年、6月又は3月
4-1-8	芸術上又は学術上の活動を行おうとする者（音楽、美術、文学、科学その他の芸術上又は科学上の高度な活動を行う者）	1年、6月又は3月
4-1-9	収入を伴う演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行を行う者（歌手、タレント等の芸能人、ボクサー、レスラー等のプロスポーツマン及びこれらの者のマネージャー、裏方、付人等）	60日、30日又は15日
4-1-10	宗教上の活動を行うために外国の宗教団体から派遣された者（宗教上の活動として無報酬で教育活動、医療活動を行うために所属宗教団体から派遣された者を含む。なお、国内の宗教団体から招へいされた者は含まれない。）	3年、1年、6月又は3月
4-1-11	外国の新聞、放送、映画その他の報道機関の派遣員として派遣された者（国内の報道機関から招へいされた者やフリーライターは含まれない。）	3年、1年、6月又は3月
4-1-12	産業上の高度な又は特殊な技術又は技能を提供するために国内の公私の機関により招へいされた者	3年、1年、6月又は3月
4-1-13	熟練労働に従事する者（例えば、中華料理やフランス料理のコックや洋菓子工など。なお、一般に単純労働者の入国は認められない。）	1年、6月又は3月
4-1-14	永住しようとする者	永久

4－1－15	在留資格4－1－5から4－1－13までに該当する者の配偶者及び未成年の子で配偶者のないもの（いわゆる被扶養者。未成年者でも大学に入学したり、就職したり、他の在留資格に属する活動を行う場合は含まれない。）	扶養者の在留期間と同期間
4－1－16－1	日本人の配偶者又は子（日本人の家族として本邦に在留する場合）	3年、1年、6月又は3月
4－1－16－2	昭和27年法律第126号第2条第6項に該当する者の子で同法施行の日以後本邦で出生したもの又は昭和28年政令第404号第14条に該当する者の子で同法施行の日以後本邦で出生したもの	3年
4－1－16－3	法務大臣が特に在留を認める者（他の在留資格に該当しない者、例えば医師、語学学校教師、各種学校生徒、日本人等の扶養親族などに与えられる。）	3年以内の範囲で個々に指定される。

(注) 在留資格4－1－○とは、出入国管理及び難民認定法第4条第1項第○号に該当する在留資格の意味である。なお、在留資格4－1－16－○とは、出入国管理及び難民認定法施行規則第2条第○号に該当する特定の在留資格の意味である。

### 職業分類の内容例示

職業名	職業例示
医療・保健技術者	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、助産婦、保健婦、栄養士、看護婦、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、臨床検査技師、衛生検査技師
技術者	鉱山技術者、金属製鍊技術者、機械技術者、電気技術者、化学技術者、建築技術者、土木技術者、農林技術者、情報処理技術者
教員	幼稚園教員、小学校教員、中学校教員、高等学校教員、大学教員、盲ろう・養護学校教員、各種学校教員 (学校の事務職員及び技術職員は除く。)
芸術家・芸能家	彫刻家、画家、工芸美術家、デザイナー、写真家、カメラマン、音楽家、舞踊家、俳優、演芸家
文芸家・著述家	小説家、シナリオ作家、作詩家、音楽評論家、経済評論家、翻訳作家、劇作家、編集者
記者	新聞記者、雑誌取材記者、ルポライター
科学研究者	医・薬学研究員、工学研究員、化学研究員、物理学研究員、経済学研究員、教育研究員、史料研究員、国語研究員
宗教家	カトリック司祭、司教、神父、宣教師、牧師、伝導師
その他専門家・技術家	弁護士、公認会計士、税理士、保母、職業スポーツ家、個人教師
管理的職業従事者	社長、取締役、監査役、団体理事、大学理事、部長、課長、支店長、工場長
事務従事者	一般事務員、会計事務員、集金人、各種メータ検査員、速記者、タイピスト、電子計算機等操作員
貿易従事者	輸出業者、輸入業者、貿易商、バイヤー(貿易業者)
販売従事者	小売店主、卸売店主、飲食店主、販売店員、行商・露店販売従事者、再生資源卸売・回収従事者、商品仲立人、外交員、不動産仲介人・売買人、質屋店主・店員
農林業従事者	農耕・養蚕作業者、養畜作業者、植木職、造園師、育材作業者、伐木・造林作業者、集材・運材作業者、製炭・製薪作業者

漁業従事者	漁ろう作業者、海草・貝採取作業者、漁ろう船の船長、航海士・機関士、水産養殖作業員
採鉱・採石従事者	採鉱員、採炭員、石切出作業者、じやり・砂・粘土採取作業者、支柱員、坑内運搬員、選鉱員、選炭員
運輸・通信従事者	自動車運転者、鉄道運転従事者、船舶・航空機運転従事者（漁ろう船を除く）、甲板員、船舶機関員、無線通信士、無線通信技術員、電話交換手
技能工・生産工程従事者	金属材料製造作業者、金属加工作業者、一般機械器具組立・修理作業者、電気機械器具組立・修理作業者、輸送機械組立・修理作業者、時計・計器・光学機械器具組立・修理作業者、製糸・紡織作業者、衣服・繊維製品製造作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者、パルプ・紙・紙製品製造作業者、印刷・製本作業者、ゴム・プラスチック製品製造作業者、かわ製品製造作業者、窯業・土石製品製造作業者、飲食料品製造作業者、化学製品作業者、建設作業者、定置機関・機械及び建設機械運転作業者、電気作業者
一般労働者	船内・沿岸荷役作業者、陸上荷役・運搬作業者、倉庫作業員、配達員、荷造工、清掃員
サービス業従事者	守衛、監視員、家事手伝い、家政婦、理・美容師、浴場従事者、クリーニング工、調理人、バーテンダー、給仕従事者、接客社交係、芸者、ダンサー、娯楽場等の接客員、物品一時預り人、旅館等の主人・番頭、下宿・アパートの管理人、舍監・寮母、広告宣伝員
無職	職業欄に「なし」、「無職」等の職業がない旨の表示のあるもの（斜線、主婦・学生を含む。）
不詳	職業欄に記入はあるものの分類が不能なもの。